

議案第114号

さいたま市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成13年さいたま市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員のサービスの宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書に署名し、 <u>任命権者に提出しなければならない。</u>  別記様式（第2条関係） 宣 誓 書 [略] 氏 名	(職員のサービスの宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、 <u>任命権者に対し、別記様式による宣誓書に署名した宣誓書を提出しなければならない。</u>  別記様式（第2条関係） 宣 誓 書 [略] 職 氏 名 ㊟

附 則

この条例は、公布の日から施行する。